

第1 規制①について

1 規制①は、顔を隠して集団行進をする自由を制約し、表現の自由（21条1項）に反するのではないか。

2（1）まず、顔を隠す点については、それ自体には特定のメッセージ性がないことから21条1項の保障は及ばないという主張が考えられる。しかし、顔を隠すことによって、デモの報道において顔に写る心配がなく、就活活動や職場のことを気にせずにデモ活動をする

ことができる（説得的な理由づけが出てこなかった。したがって、顔を隠すことは「その他一切の表現の行為」として保障される。ま

た、集団行進は、当該行進を行うことによって、団体の主張が書かれた大きな旗を振り回したりしていたことから、特定の政治的主張を不特定多数の者に表明していたことから、重大な行為であり、表現的行為であったといえる。したがって、顔を隠して集団行進する自由は表現の自由（21条1項）として保障される。

（2）当該顔を隠しながらの集団行進は、法律案の骨子（以下、「骨子」とする。）第3の2によって、「10万円以下の過料」が科される。そのことから、過料に存在によって、制約がなされるといえる。

（3）規制①はあくまで、顔を隠しながらの集団行進を禁止したのであって、集団行進そのものを禁止したものではないため、特定の表現内容を禁止したものではなく、中立的な表現規制であり、また、顔を隠さなくても集団行進を通じてメッセージを届けることは十分に可能であることから、規制の態様は大きくないという主張が考え

コメントの追加 [雄坂1]: 全体的に型もしっかりしているし、よく書けていると思います。余裕があれば、もう少し

コメントの追加 [雄坂2]: 後に審査基準として、泉佐野の最高裁判決を援用す

コメントの追加 [3R2]: たしかに21条1項が集会と結社及びその他一切の表

コメントの追加 [雄坂4]: 規制①は、～の点で、…の自由を侵害し、〇条〇項

コメントの追加 [雄坂5]: 問題意識OK。

コメントの追加 [6R5]: とても柔軟に考えることが大切だと認識しました。と

コメントの追加 [雄坂7]: もう少し具体的に書けたら良い。

コメントの追加 [8R7]: たしかにこれではなぜ重大なのかわかりませんね。

コメントの追加 [雄坂9]: 強度ではない。

コメントの追加 [10R9]: 厳しいものではない

られる。しかし、顔を隠すことが禁止されることによって、デモ報道によって顔が映る可能性や、顔が映ることによって、就活活動や職場において懸念が生じることから、集団行進の参加すること自体に大きな萎縮を生じさせる。このことは、実質的な表現内容規制とすることができ、規制の態様は大きいといえる。

（４）もっとも、表現活動は無制限に認められるわけではなく、公共の福祉によって、ある程度の制約が許容される場合がある。

この点、**泉佐野市民会館事件**においては、団体における集会の自由と集会によって生じる得る生命・身体、財産の侵害に対する保護との衝突が争われ、客観的に集会によって人の生命・身体、財産に対して明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見することができる場合でなければ、集会の自由を禁止することができず、集会の自由の要保護性の高さを踏まえた上での厳格な基準となっている。当該判決は、集会の自由の要保護性と生命・身体の保護といった公共の福祉も踏まえたものであり、妥当な判断であるといえる。

本件においても、団体行進の自由は、動く集会として、集会の自由の一態様であるということができ、また、デモの最中に参加者の一部が商店のショーウィンドウを破壊し**たり**、ごみ箱の放火等の暴力的な行為があったことから、団体行進によって、人の生命・身体、財産が侵害されるおそれがあるため、当該判例の射程は及ぶといえる。

（４）したがって、規制①が憲法に適合しているためには、客観的に集会によって人の生命・身体、財産に対して明らかに差し迫った

コメントの追加 [雄坂11]: OK

コメントの追加 [雄坂12]: 泉佐野市民会館事件判決は、純粋な意味での集会の自由に対する判断であって、今回のような集団行動の自由に対する判断ではないから、ほかの判例を援用したほうがいいかも。

泉佐野判決の理解は OK。

また、この判例の使い方として、敵対的聴衆が居ない場合には、普通に、厳格な合理性の基準等を使えばよい。

コメントの追加 [雄坂13]: 細かいけど、

「たり」を使う場合は、2回以上使うべし。

例えば、～たり、…たりといった危険性がある。といった感じ。

コメントの追加 [14R13]: TARI TARI

危険の発生が具体的に予見することが必要であると解する。

3 (1) 本件において、顔を隠した参加者の一部がデモの最中に参加者の一部が商店のショーウィンドウを破壊したり、ごみ箱の放火等の暴力的な行為があり、また、警察官を負傷させ、逮捕される事態となっており、警備を強化してもなお、大規模なデモの最中に暴力的な行為が散発的に行われることから、そのような行為を行う者を事前に把握し対応することが困難であった。加えて、覆面で顔を隠すことによって、誰がやっているかわからないという感覚が生じ、普段はしないような行動に走る面があることは否定できず、そのことから覆面で顔を隠すことによって、暴力的行為がすることが助長され得ることも否定することできない。したがって、生命・生命、財産に対する危険自体は発生しているといえることができる。

(2) もっとも、平穏にデモを行っている者が大半であり、実際に、逮捕者の大半は、専ら暴力的な行為を目的として、その都度SNSで仲間を募り、デモに参加していた者であり、団体の構成員でなく、団体の構成員によるデモによって、暴力的行為が行われた事実は多くないといえる。したがって、団体の集団行進によって、生命・身体、財産に対して客観的にみて、差し迫った危険は生じていないといえる。

4 以上から、規制①は21条1項に反する。

第2 規制②について

1 規制②は、団体が集団行進をSNSを通じて配信する自由を制約し、21条1項に反するのではないか。

コメントの追加 [雄坂15]: よくわからない。

コメントの追加 [雄坂16]: 暴力等をする構成員が毎回デモに参加しているとしたらどうする・

コメントの追加 [雄坂17]: 権利選択が難しかったと思うけど、本問は結社の自由とか、プライバシー侵害が念頭に置かれていたみたい。

コメントの追加 [18R17]: oh...

コメントの追加 [19R17]: 採点実感と出題趣旨の確認

コメントの追加 [20R17]: ○確認判例

・最判 S56.4.14

・最判 H7.12.15

・最判 H20.3.6

・最判 H29.3.15

2 (1) 団体は集団行進を SNS で配信することにより、政治的主張を不特定多数の者に表明することができ、政治的表現を伝達するための重大な手段であるといえる。したがって、団体が集団行進を SNS で配信する自由は表現の自由(21条1項)として保障される。

(2) 観察処分を受けた団体は、「骨子第4の2の報告義務を違反した場合、50万円以下の過料」(骨子第4の3)が科されるため、制約があるといえる。

(3) もっとも、観察処分の対象には、SNS のサービスの利用に当たって用いている氏名、住所、パスワード等の情報は含まれないため、プライバシー的な情報については、報告する必要があるため、規制の態様は大きくないという主張が考えられる。しかし、報告対象となるのは、機関紙と団体が利用しているウェブサイト等のみならず、SNS の利用者であれば自由に閲覧できる投稿をしているアカウント等も含まれており、代表者や幹部に限らず、構成員が個人名義のアカウントを使って団体の主張を含めて、それらを網羅的に把握し、団体の活動を継続的に観察している。このことから、**とりわけ構成員において個人名義のアカウントを使っている者については、継続的観察されることにより、SNS によって団体の活動を投稿することが萎縮される可能性が高いため、実質的には表現の内容規制といえることができ、規制態様は大きいといえることができる。**

3 以上のことを踏まえると、団体が SNS を通じて集団行進を自由は表現の自由として重大な権利であるのにもかかわらず制約を受けており、規制態様も大きい。そのことから、規制②の21条1項にお

コメントの追加 [雄坂21]: OK。

もっとも、表現の内容規制といえることができる理由については、もっと説明が必要かな。

ける憲法適合性を判断するに当たっては、①当該規制の目的が必要不可欠であり、②手段として必要最小限度であったと判断すべきである。

4（１）本件において、規制②の目的は、公共の安全を害する行為を実効的に抑止することである。主催者側に適切な対応を求め、警備の強化をしたにもかかわらず、大規模なデモの最中に暴力的な行為を行う者を把握し、対応することが困難であり、かつ、顔を隠している被疑者の特定が難しいため、逮捕者が一部にとどまっていた。それに加えて、ウェブサイトやＳＮＳ等に限らず、様々なルートによって、公共の安全を害する行為を助長する可能性も否定することもできない。そのため、公共の安全のために実効的に抑止することは重要であるといえる。したがって、規制②の目的は必要不可欠であるといえる。

（２）もっとも、規制②における報告義務によって得られた情報はＡ２庁による団体の活動に用いられ、必要に応じて、Ａ２庁が各都道府県の公安委員会に提供し、公共の安全を害する行為の抑止に役立てることに用いられるとするが、そうであるならば、機関紙や団体が利用しているウェブサイト等だけを報告対象にすれば、団体の活動自体を把握することは可能であり、同様に公安条例や道路交通法の運用を通じた公共の安全を害する行為の抑止も可能である。また、報告対象を機関紙と団体が利用しているウェブサイト等のみならず、ＳＮＳの利用者であれば自由に閲覧できる投稿をしているアカウント等も含まれており、構成員が個人名義のアカウントを使っ

て団体の主張を含めて、それらを網羅的に把握し、団体の活動を継続的に観察している。このことから、構成員において個人名義のアカウントを使っている者についても、継続的観察されることにより、SNSによって団体の活動を投稿することが萎縮される可能性が高い。これらのことから報告義務の対象にSNSの利用者であれば自由に閲覧できる投稿をしているアカウント等も含むことは範囲が広範であるといえる。したがって、手段として必要最小限であるとはいえない。

5 以上より、規制②は21条1項に反する。

以上